坂東デイサービスセンター　重要事項説明書
（指定通所型サービス）

１　当デイサービスセンターが提供するサービスについての相談窓口

電　話：０２７０－３１－１１１０

担　当：小澤　幸子

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

２　当デイサービスセンターの概要

（１）　施設名称等

施 設 名 称	坂東デイサービスセンター
所　在　地	伊勢崎市堀口町９３５－１
介護保険指定番号	１０７０４００７０８
サービスを提供する対象地域	伊勢崎市（旧境町、旧赤堀町、旧東村を除く）区域と 玉村町の一部（樋越・飯塚・森下・藤川）区域 （上記地域以外の方もご相談ください）

（２）　職員体制　　令和７年４月１日現在

職　　名	業 務 内 容	常　　勤
管　理　者	全体の統括	１名（常勤兼務）
生活相談員	サービス統括	２名以上（常勤兼務）
介 護 職 員	介 護 業 務	５名以上
看 護 職 員	看 護 業 務	１名以上
機能訓練指導員	機 能 訓 練	１名以上（看護職員兼務）

（３）　設備等概要

定員　　３４名

主な設備　　食堂兼機能訓練室、休養室、畳コーナー、面接・相談室、脱衣室・浴室（一般浴槽・特殊浴槽）、便所（男女別・一般及び車椅子対応トイレ）、送迎車、全館冷暖房設備、火災警報設備、インターホン設備、その他

（４）　営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで(祝日も営業、12月29日から1月3日を除く)
営業時間	午前８時３０分から午後６時００分まで
サービス提供時間	午前９時００分から午後４時３０分まで
延長サービス時間	午後４時３０分から午後６時００分まで

３　サービス内容

「居宅サービス計画」に沿って、「指定通所型サービス計画」を作成し、次のようなサービスを提供します。

①　送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。送迎エリア外利用者はご相談ください。

②　食事：配食サービス業者による弁当を提供します。

③　入浴：利用者の状態に合わせ介助浴、特別浴を提供します。

④　機能訓練：介護計画に沿って、機能訓練室等において体力、機能低下を防ぐためおよび日常生活に必要な基本動作訓練を行います。

⑤　趣味活動：利用者の希望に添って諸活動を行います。

⑥　生活相談：利用者およびその家族の日常生活における介護、環境整備、手続関係等に関する相談、助言を行います。

⑦　利用者は事業者の営業時間内にその事業所にて、サービス提供記録を閲覧できます。又、サービス実施記録の複写物の交付を受けることが出来ます。この場合、交付に要する実費を利用者に請求します。

４　サービスの利用方法

（１）　サービスの利用開始

お電話等でお問い合わせください。職員がお伺いいたします。契約を結び、サービスの提供を開始します。

＊　居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（２）　サービスの終了

①　利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する日の１週間前までに文書でお申し出ください。

②　自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が他の介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

・利用者がお亡くなりになった場合

③　その他

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当センターを閉鎖または縮小する場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス料金の支払を１ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、３ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状況であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5　利用料金

サービスの提供にかかる利用料金は、【別表】に掲げるとおりです。

6　当デイサービスセンターの特徴等

（1）　運営の方針

事業の実施にあっては、利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者のもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。施設の持つ様々な機能を生かして、施設全体で利用者の生活を援助します。

（2）　サービス利用のために

事　　項	有　無	備　　考
時間延長の可否	有	午後６時まで
職員への研修の実施	有	年間、複数回実施

（3）　サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡：あらかじめ利用者の方と相談し連絡致します。行事等を実施するときは、通常の送迎時間と異なる場合がありますのでご了解願います。

・体調確認：送迎時に状態の確認をすると共に、施設に到着後、バイタルチェックを実施し、体調の再確認を致します。

・体調不良等によるサービスの変更：利用者の都合でサービスを中止する場合、キャンセル料がかかる場合があります。

①　ご利用日の前営業日午後５時までにご連絡いただいた場合	無料
②　①以外の場合	料金の50％

・食事のキャンセル：食事のみのキャンセルはあらかじめご相談ください。

・時間変更：ケアプランに基づいた時間でのご利用になりますが、変更を希望される方は、ご相談ください。

・設備、器具の利用：当施設の設備、器具のうち利用や貸出し可能のものもありますので、ご相談ください。

7　緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	病院名・医師名	
	連　絡　先	TEL
緊　急　搬　送　先		病院　TEL
ご 家 族	氏　　名	
	連　絡　先	TEL　　携帯

8　事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9　守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。 また、退職後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

１０　身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

（１）緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合

（２）非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合

（３）一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

１１　高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

１２　感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

１３　非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（ＢＣＰ）を作成し研修および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

・防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
・防 災 設 備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
・防 災 訓 練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、避難訓練等を実施します。

１４　天災等不可抗力

契約の有効期間中、地震・噴火等の天災、その他事業所の責めに帰すからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者は利用者に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。

また、大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、送迎時間の遅延もしくはサービス提供中止となる場合があります。

１５　サービス内容に関する苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等は下記相談窓口担当までお申し出ください。

「坂東デイサービスセンター」　　担　当　　小澤　幸子

電　話　０２７０－３１－１１１０　　ＦＡＸ　０２７０－３１－１７７７

受付時間　午前８時３０分～午後５時３０分（月曜日～土曜日）

当事業所以外に、市町村その他の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

下記の窓口があります。

・伊勢崎市福祉部高齢福祉課（伊勢崎市今泉町二丁目４１０）
　電　話　０２７０－２４－５１１１　内線２１６３／２１６５
・玉村町役場健康福祉課（佐波郡玉村町大字下新田２０１）
　電　話　０２７０－６４－７７０５
・群馬県国民健康保険団体連合会（前橋市元総社町３３５－８）
　電　話　０２７－２９０－１３２３

１６　提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

１７　経営法人の概要

法　人　名　称　　社会福祉法人まがたま会
代　　表　　者　　理事長　　原　　敬
法人本部所在地　　伊勢崎市韮塚町８４８－１
電　話　番　号　　０２７０－２１－３３１１
法　人　設　立　　平成３年
関連施設事業（種別）

特別養護老人ホーム恵風荘（指定介護老人福祉施設）
恵風荘ショートステイサービス（指定短期入所生活介護事業所）
ケアハウス和光ハイツ（軽費老人ホーム）
恵風荘居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援事業所）
恵風荘デイサービスセンター（指定通所介護事業所）
坂東デイサービイセンター（指定通所介護事業所）
坂東介護支援センター（指定居宅介護支援事業所）
特別養護老人ホームぶどうの郷（指定介護老人福祉施設）
グループホームぶどうの郷（指定認知症対応型共同生活介護事業所）
宮郷ショートハウス（指定短期入所生活介護事業所）
宮郷デイサービイセンター（指定通所介護事業所）
宮郷介護支援センター（指定居宅介護支援事業所）
伊勢崎ヘルパーステーション（指定訪問介護事業所）
住宅型有料老人ホーム楽寿苑（登録済）